

東海市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月8日

東海市長 花 田 勝 重

東海市規則第26号

東海市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

東海市税に関する文書の様式を定める規則（昭和59年東海市規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表の20の項中「過誤納金還付・充当・委託納付通知書」を「還付・充当通知書」

に改め、同表の43の項中 「原動機付自転車 標識交付証明書 を
小型特殊自動車 」

「 原動機付自転車・小型特殊自動車 標識交付証明書 に改める。」

様式第9を次のように改める。

様

愛知県東海市長

印

納 期 限 変 更 告 知 書

地方税法第13条の2第1項の規定により、繰上徴収をするため、次のとおり納期限を変更します。

変更理由						
変更後の納期限						
納付(入)場所						
納税者又は 特別徴収義務者		住所(所在地)				
		氏名(名称)				
科目	賦年	課年	期(月)	未納額(円)	納期限	課税情報
	通知書番号					
合計						
備考						

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東海市長に対して審査請求することができます。なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東海市を被告として(訴訟において東海市を代表する者は、東海市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【問合せ先】

様式第20を次のように改める。

愛知県東海市長

ED

七

還付・充当通知書

次のとおり過誤納金の還付又は充当をいたしますので、通知します。

納稅義務者
氏名・名称

過誤納番号	過誤納発生の理由	過誤納合計額 円	+	還付加算金 円	-	充当合計額 円	=	還付額 円
-------	----------	-------------	---	------------	---	------------	---	----------

〈過譯納の詳細〉

＜振込先口座＞上記の金額を下記口座へ振り込みます。

金融機関名	支店名		
口座種別	口座番号	口座名義人	

◎審查請求等

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東海市長に対して審査請求することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東海市を被告として(訴訟において東海市を代表する者は、東海市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

◎遺付全集

- 1 この還付金は、この決定の日から5年を経過したときは、時効によりその請求権が消滅し、受けることができなくなります。
2 還付加算金は、誰所得に該当します。

備考

【問合せ先】

様式第20 その2

＜充当先の詳細＞

充当先
氏名・名称

様式第22を次のように改める。

書明証税納

納稅義務者住所(所在地)

糸税義務者氏名(名称)

卷之三

上記のとおり証明する。

日 月 年

長市海東縣知事



軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)

納 税 義 務 者	住 所 (所 在 地) 氏 名 (名 称)
車 両 番 号	
納 税 济 年 月 日	年 月 日
この証明書の有効期限	
備 考	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

愛知県東海市長

[印]

- (注)
- 1 継続検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に、この証明書を提示してください。
 - 2 滞納が天災その他やむを得ない事由によるものである場合には、備考欄にその旨記載されます。
 - 3 賦課期日(4月1日)後に所有者の変更があった場合には、備考欄に変更後の所有者について賦課期日の属する年度においては納期未到来が記載されます。
 - 4 この証明書の有効期限欄には、この証明書の交付後、最初に到来する納期限の前日が記載されます。

様式第23その3を次のように改める。

年 月 日

様

愛知県東海市長

印

督促状

次のとおり法人市民税が未納になっております。つきましては、至急納付いただきますようお願ひいたします。また、この督促状が発付された日から起算して10日を経過した日までにその税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることになります。

なお、この督促状と入れ違いに納付されたときは、行き違いですから御容赦ください。

年度・税目			法人番号
未納額	延滞金		合計金額
円	円		円
事業年度			申告区分

備考

本来申告納付すべきであった納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、延滞金を計算し、延滞金が発生する場合は別途通知いたします。

◎審査請求等

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東海市長に対して審査請求することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。また、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東海市を被告として（訴訟において東海市を代表する者は、東海市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求のあつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問合せ先

様式第 25 (表) 中

1期	2期	3期	4期
----	----	----	----

を

「

--	--	--	--

に改める。

」

様式第 30 を次のように改める。

第 号
年 月 日

様

愛知県東海市長

印

法人市民税更正・決定通知書

地方税法第321条の11の規定により、次のとおり更正・決定しましたので通知します。

法人管理番号		法人番号	
法 人 名			
所 在 地			
申 告 区 分			法人税の 修正・更正日
事 業 年 度			
更正決定事由			

区分	更正・決定前	更正・決定後
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	円	円
分割基準となる従業者数(本市/総数)		
課税標準額又は分割課税標準額	円	円
税率	%	%
法人税割額	円	円
市町村民税の特定寄附金税額控除額	円	円
税額控除超過額相当額の加算額	円	円
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	円	円
外国の法人税等の額の控除額	円	円
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	円	円
差引法人税割額	円	円
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	円	円
納付すべき法人税割額	① 円	② 円
均等割月数	月	月
納付すべき均等割額	③ 円	④ 円
合計税額(①+③)又は(②+④)	⑤ 円	⑥ 円
この通知により納付すべき又は還付すべき(-印)税額(⑥-⑤)の差引増減額)	⑦	円
指定納期限	(7)の内訳	法人税割額(②-①)
		均等割額(④-③)

◎審査請求等 この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3箇月以内に東海市長に対して審査請求することができます。また、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東海市を被告として(訴訟において東海市を代表する者は、東海市長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求のあつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

◎その他 納付すべき税額がある場合には、指定納期限までに同封の納付書により納付してください。また、本来申告納付すべきであった納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、延滞金を計算し、延滞金が発生する場合は別途通知いたします。

【問い合わせ先】

様式第43を次のように改める。

**原動機付自転車・小型特殊自動車
標識交付証明書**

所有者	住所 (所在地)				
	氏名 (名称)				
使用者	住所 (所在地)				
	氏名 (名称)				
納税義務者区分					
標識番号					
種別					
定置場					
所有形態					
車名					
車台番号					
型式		型式認定番号			
総排気量又は 定格出力		原動機型式			
長さ		幅		最高速度	
納税義務発生 年月日			年式		
備考	'種別'欄が原動機付自転車第1種特定である場合に限り、「長さ」欄、「幅」欄及び「最高速度」欄は、記載されます。				

上記のとおり標識を交付したことを証明します。

年　月　日

【お問い合わせ先】

愛知県東海市長

印

附 則

この規則は、令和7年8月12日から施行する。